

令和6年第4回定例会
陳情文書表

自 陳情第 5 号
至 陳情第7号の2

陳情 番号	件 名	付 託 委員会	審 査 結 果				頁
			日	委員会	日	本会議	
5	府中市に原因の調査を求め る陳情						3
6	2025年度 府中市共催 で府中三景の演奏を要望す る陳情						4
7-1	指定管理者及び開発道路の 疑義解明を求める陳情						5
7-2	指定管理者及び開発道路の 疑義解明を求める陳情						11

陳 情 番 号	5	受理年月日	令和6年10月2日
陳情人住所氏名	府中市新町1-22-12 小岩井 雅 人		
件 名	府中市に原因の調査を求める陳情		
<p>1 府中市の公園「新町第2公園」で北西側に異常に草が枯渇した件で府中市が主体となって積極的に原因を調査してほしい。</p> <p>2 9月に新町第2公園の北西側、ちょうど倉庫の裏で隣地境界線（府中市管理地と隣地部分）付近が草が異常にはげている実態を府中市に相談した。</p> <p>同公園は子どもや高齢者の動線上にあり、我々のような草むしり作業で直接手に触れる場所なので健康への影響が懸念されるので草が枯れた原因を追及し、市民のいたずらであれば立て看板などで注意喚起を促してほしい。</p> <p>3 なお枯渇された箇所については誰かしらの仕業で枯渇した部分だけ限定して剥ぎ取られているが隣地境界線の隣地の部分にはまだ草は残っており土壌とともにサンプルを入手することは可能なので化学分析は可能と思われる。府中市、指定業者が除草剤をまいていないことは府中市より確認されているのでほかに考えられるとしたら隣地境界線の土地所有者が府中市側の土地に何かしらの薬品をまいて草を枯らしたこと、市民がいたずらで枯れる薬品をまいたとしか考えられない。どちらにしても原因追及し安心して公園で過ごせる環境をつくっていただくことは府中市の責務である。</p>			
付託する委員会			

陳 情 番 号	6	受理年月日	令和6年10月3日
陳情人住所氏名	府中市新町1-22-12 小岩井 雅 人		
件 名	2025年度 府中市共催で府中三景の演奏を要望する陳情		
<p>1 府中三景は府中市の記念事業として委嘱、初演、しばらくの間歌い継がれてきたが、最近は演奏機会が少ない。理由として合唱、お囃子、岩笛など総合芸術のオペラのような大規模な演出が必要で多くの予算がかかること、各方面の協力が必要なこと、一定期間の合唱練習が必要なこと等、実現するには幾つものハードルを乗り越えなければならない困難さから演奏が遠のいたと推察される。時代は進み、初演した当時そのままの再現は難しいまでも、今の時代に合った形で演奏できる機会を模索したい。府中市の共催を呼びかけることにより市民へのスムーズな呼びかけが可能となり府中市内外へ意味のある事業としてアピールができる。</p> <p>2 府中三景の指揮者、田中信昭先生（2024年9月御他界）の御指導で府中市から羽ばたきプロの音楽家になった者は数多い。府中市が芸術のまちに成長したのも府中三景をプロデュースした府中市はもちろんのこと、御指導いただいた故田中信昭先生のおかげであり、我々市民はその火を消すことなく歌い継ぐ使命があると感じます。初演から参加している私も公益財団法人日本オペラ振興会、日本オペラ協会の正会員としてプロの音楽家の道を歩んでいる。</p> <p>3 府中市議会でも府中三景の再演を要望する質問された議員さんもいらしたが議員さん、市民と情報交換を行いながら府中市民が一体となり演奏することで府中市民の結びつきが一層強くなり未来に向けて府中市がさらなる発展を遂げることを目指したい。</p>			
付託する委員会			

陳 情 番 号	7-1	受理年月日	令和6年10月23日
陳情人住所氏名	西多摩郡瑞穂町大字武蔵183-3 立憲共和党 代表 角 田 統 領 (だい とうりょう)		
件 名	指定管理者及び開発道路の疑義解明を求める陳情		
〔陳情の趣旨〕			
1 次のことについて、明らかにすることを求める。			
(1) 指定管理者が管理する各「公の施設」に付随する、行政手続条例第7条の「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず」の『期限の利益』の保障となる「事務所」の位置が、条例で定められているか。			
(2) 当該指定管理者が管理する各「公の施設を利用する権利に関する処分」について、「指定」処分者である行政庁の「管理に属さない行政庁」である指定管理者がした当該「処分」を「取り消し、又は停止することができる」か。			
(3) 当該指定管理者は、協定書により、数年間の有期的存在であり、期間満了をもってその指定管理者は消滅するから当該「管理に属さない行政庁」も消滅するか。			
(4) 協定書は、それにより指定管理者は「受託業務」を履行し、委託行政庁は対価としての「委託料」を支払うという、両者の共同行為によって成立する「双務契約」であるか。			
(5) 委託行政庁は対価としての「委託料」を支払わないという、両者の共同行為によって成立する協定書は「片務契約」であるか。			
(6) 指定管理者における、労働基準法第107条（労働者名簿）、同法第108条（賃金台帳）、同法第109条（記録の保存）の規定に基づく、「各事業場ごとに」法定帳簿を調整・保存する義務者である「使用者」名は、何か。			
(7) 指定管理者は、労働基準法が規定する法定帳簿を「事業場ごとに」調整・保存しているか。			
(8) 消費税法第5条は「1 事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等につき、この法律により、消費税を納める義務がある。」と規定するが、指定管理者は、当該消費税納税義務者としての「事業者」であるか。			
(9) 指定管理者が管理する「公の施設」に、公文書は存在するか。			
(10) 指定管理者が管理する以前には、各「公の施設」で行政庁の財源と			

して収入とされ、地方財政法第3条第2項の規定により、「予算に計上」されていた公金について、指定管理者が管理した以後にも、委任行政庁の財源として公金の収入とされ、「予算に計上」されているか。

- (11) 受任行政庁としての指定管理者は、その者が管理する各「公の施設」の業務として、地方自治法第153条に基づく「普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部」について、委任行政庁の「委任」を受けて行っているか。
- (12) 当該各「公の施設」の業務の従事者の職務行為には、国家賠償法が適用され得るか。
- (13) 当該指定管理者が管理する各「公の施設」の職員は、刑法第7条第1項の「公務員」であるか。
- (14) 当該指定管理者が管理する各「公の施設」は、刑法第7条第2項の「公務所」であるか。
- (15) 将棋においては、「歩」が「敵陣に侵入」という要件を満たせば「と金」に「成り」、その性格が「金」と同化する「変動をもたらす」が、指定管理者においては、条例の「読み替え」規定により、指定管理者が、地自法第153条第2項の「行政庁の設置条例」制定もなく、私的団体としての「法人その他の団体」（地自法第244条の2第3項）としての法的地位から、行政庁としての「市長」等と同格の、地自法第244条の4の「以外の機関」である「行政庁」への「法的地位の変動をもたらす」偽装であり、将棋においては「敵陣侵入」が「と金」変身の要件であるところ、「行政庁設置条例」制定要件を満たさないでも、同「以外の機関」が成立するという解釈であるか。
- (16) 「行政庁設置条例」制定要件は、地方自治法第4条、同法第153条、同法第154条の2、同法第155条等に基づくものであるか。
- (17) 行政庁が協定書で、指定管理者に「管理委託料を支払わない」とするものはあるか。
- (18) 全ての指定管理者は、「会計を独立」させているか。
- (19) 指定管理者が「会計を独立」させていないものは、何件あり、その理由は何か。
- (20) 行政庁が事業者として直営している「公の施設」と直営していない「公の施設」は、それぞれ何件あるか。
- (21) 行政庁が直営していない「公の施設」とは、事業者が行政庁から指定管理者に変わったということか。

〔陳情の原因〕

1 関係法令について、次のものがある。

【行政事件訴訟法

第11条（被告適格） 処分又は裁決をした行政庁（処分又は裁決があった後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。以下同じ。）が国又は公共団体に所属する場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者を被告として提起しなければならない。

一 処分の取消しの訴え当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体

二 裁決の取消しの訴え当該裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体

2 処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟は、当該行政庁を被告として提起しなければならない。】

【行政手続条例

第7条（申請に対する審査、応答） 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。】

【地方自治法

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

② 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

③ 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

【地方自治法

第153条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させるこ

とができる。

- ② 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。】

【地方自治法

第154条の2 普通地方公共団体の長は、その管理に属する行政庁の処分が法令、条例又は規則に違反すると認めるときは、その処分を取り消し、又は停止することができる。】

【地方自治法

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

- ② 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- ③ 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

【地方自治法

第156条 普通地方公共団体の長は、前条第1項に定めるものを除くほか、法律又は条例で定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

- ② 前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。
- ③ 第4条第2項の規定は、第1項の行政機関の位置及び所管区域について準用する。】

【地方自治法

第244条の4（公の施設を利用する権利に関する処分について） 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。】

【労働基準法

第107条（労働者名簿） 使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者（日日雇い入れられる者を除く。）について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。

- ② 前項の規定により記入すべき事項に変更があった場合においては、遅滞なく訂正しなければならない。】

【労働基準法

第108条（賃金台帳） 使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。】

【労働基準法

第109条（記録の保存） 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を五年間保存しなければならない。】

【地方財政法

第3条（予算の編成） 地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。】

【国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。】

【刑法

第7条（定義） この法律において「公務員」とは、国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。

2 この法律において「公務所」とは、官公庁その他公務員が職務を行う所をいう。】

【羽村市農産物直売所条例

第6条（使用の承認） 直売所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。】

【羽村市農産物直売所条例

第25条（準用規定） 第4条から第7条まで、第9条及び第22条第2項の規定は、第11条の規定により指定管理者が管理を行う場合について準用する。この場合において、第4条及び第5条中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条、第7条及び第9条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第22条第2項中「市

長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。】

【国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。】

〔陳情の理由〕

1 指定管理者制度に関する疑義がある。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	7-2	受理年月日	令和6年10月23日
陳情人住所氏名	西多摩郡瑞穂町大字武蔵183-3 立憲共和党 代表 角 田 統 領 (だい とうりょう)		
件 名	指定管理者及び開発道路の疑義解明を求める陳情		
<p>[陳情の趣旨]</p> <p>1 次のことについて、明らかにすることを求める。</p> <p>(19) 行政庁は、全ての開発道路を管理しているか。</p> <p>(20) 行政庁が管理していない開発道路は、何件あるか。</p> <p>(21) 開発道路で、行政庁が管理していない理由は何か。</p> <p>(22) 全ての開発道路は、国家賠償法第2条の「道路」として、同法が適用されるか。</p> <p>(23) 全ての開発道路について、固定資産税は、免除されているか。</p> <p>(24) 開発道路について、固定資産税が課税されているのは何件で、総額は幾らか。</p> <p>[陳情の原因]</p> <p>1 関係法令について、次のものがある。</p> <p>【行政事件訴訟法</p> <p>第11条（被告適格） 処分又は裁決をした行政庁（処分又は裁決があった後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。以下同じ。）が国又は公共団体に所属する場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者を被告として提起しなければならない。</p> <p>一 処分の取消しの訴え当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体</p> <p>二 裁決の取消しの訴え当該裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体</p> <p>2 処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟は、当該行政庁を被告として提起しなければならない。】</p> <p>【行政手続条例</p> <p>第7条（申請に対する審査、応答） 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたもの</p>			

であることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。】

【地方自治法

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

- ② 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
- ③ 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

【地方自治法

第153条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。

- ② 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。】

【地方自治法

第154条の2 普通地方公共団体の長は、その管理に属する行政庁の処分が法令、条例又は規則に違反すると認めるときは、その処分を取り消し、又は停止することができる。】

【地方自治法

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

- ② 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- ③ 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

【地方自治法

第156条 普通地方公共団体の長は、前条第1項に定めるものを除くほか、法律又は条例で定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

- ② 前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。
- ③ 第4条第2項の規定は、第1項の行政機関の位置及び所管区域について準用する。】

【地方自治法

第244条の4（公の施設を利用する権利に関する処分について） 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。】

【労働基準法

第107条（労働者名簿） 使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者（日日雇い入れられる者を除く。）について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。

- ② 前項の規定により記入すべき事項に変更があった場合においては、遅滞なく訂正しなければならない。】

【労働基準法

第108条（賃金台帳） 使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。】

【労働基準法

第109条（記録の保存） 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を五年間保存しなければならない。】

【地方財政法

第3条（予算の編成） 地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

- 2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。】

【国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。】

【刑法

第7条（定義） この法律において「公務員」とは、国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。

2 この法律において「公務所」とは、官公庁その他公務員が職務を行う所をいう。】

【羽村市農産物直売所条例

第6条（使用の承認） 直売所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。】

【羽村市農産物直売所条例

第25条（準用規定） 第4条から第7条まで、第9条及び第22条第2項の規定は、第11条の規定により指定管理者が管理を行う場合について準用する。この場合において、第4条及び第5条中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条、第7条及び第9条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第22条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。】

【国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。】

〔陳情の理由〕

2 開発道路に関する疑義がある。

開発道路問題について

関係法における「道路」の定義

- ・都市計画法第4条（定義）の第14項では「この法律において『公共施設』とは、道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をい

う。」とされる。

- 道路法第3条（道路の種類）の第4号では「市町村道」とされるが、第4条（私権の制限）の「道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない。但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。」とされる。

- 建築基準法

第42条（道路の定義） この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員四メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路

二 都市計画法、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第百六十号）、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）、新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）又は密集市街地整備法（第六章に限る。以下この項において同じ。）による道路

三 （略）

四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの

- 4 第1項の区域内の幅員六メートル未満の道（第一号又は第二号に該当する道にあつては、幅員四メートル以上のものに限る。）で、特定行政庁が次の各号の一に該当すると認めて指定したものは、同項の規定にかかわらず、同項の道路とみなす。

一 周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められる道

- 国家賠償法第2条では「道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」とされる。
- 刑法第124条（往来妨害及び同致死傷）では「陸路、水路又は橋を損壊

し、又は閉塞そくして往来の妨害を生じさせた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。2 前項の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。」、第128条（未遂罪）では「第二百二十四条第一項、第二百五条並びに第二百二十六条第一項及び第二項の罪の未遂は、罰する。」と規定されている。これに関連しては、刑事訴訟法第239条第2項では「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と規定されている。

道路管理課のある担当者は、「我々は、道路法に基づいて仕事をやります。」と言う。「都市計画法の開発道路で「行き止まり道路」については、管理していますか。」と聞くと「道路法の道路ではないから、管理してません。都市計画法の開発道路のことは、都市計画課の方で聞いてください。」と言い、縦割りの弊が顕現し、関係法の整理（一般法・特別法）がされていないということは、首長の認識もゴチャマゼ状態だということである。古今東西、組織運営の基本は、団体の隊列のごとく、縦割りの規律が求められる。しかし、横の連絡という、もう一つの規律が不可欠である。それが、競合する一般法・特別法の優劣整理である。競合しないものについては、一般法が適用される。その横の連絡規律が欠けている。

都市計画法第40条（公共施設の用に供する土地の帰属）は、公共施設に含まれる道路の権利について「自ら管理」を認めており、道路法も4条4号では「但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。」として、道路の土地については、競合していない。

道路課の「市町村が管理する道路は、全て公道であって、それ以外は私道である」という固定観念から、申請に基づく道路認定以外に公道はない」かのごとくが、管理を拒否する理由である。

違法の疑義解明のためには、これらの「道路」関係の法律についての整理調整が求められる。

付託する委員会	
---------	--